和歌山縣遭難者遺族救助義金

去月廿八日和歌山縣下牟婁郡の沿海に於て暴風怒濤の爲め四百五十餘の漁夫は行衛不分明となりたり其後の報に依るに是等のものは大抵魚腹に葬むられたるならんと云ふ世にも稀れなる不幸にして實に氣の毒千萬なれども死者は如何ともするに由なく跡に生存せる遺族に至りては村々の生產者悉く死亡して老幼婦女は目下既に飢餓に迫り其慘况見るに忍びずとの報あり同所太地村の漁民は去る明治十一年中百餘名溺死して其遺族今日に至り僅かに生計を立つる者四十七戶なりと云ふ今回の遭難は之に數倍する慘害なれば今後遺族の困難は如何許りなるべき世間情あるもの〻傍觀に忍びざる所なり依て本社は是等遺族を救恤する爲め世の慈善家に訴へ茲に義金を募集す幸に左の規定に從ひ多少に拘らず義金を投じて此の窮民を救恤せられんと本社の切望する所なり

（一）義捐金は一口金十錢以上とす
（二）地方より郵便爲替を以て送金せらるゝ方は東京芝口郵便局拂にして取組まるべし
（三）義捐金募集の期限は來る二月十日迄とす
（四）本社に達したる義捐金は取纏めて和歌山縣知事に送付し處分方を依賴すべし

廿六年一月十日　時事新報社

時事新報

僧侶の免役

僧侶をして兵役の義務を免れしむ可しとは我輩の曾て唱道したる所なりしが近來は又佛門中にも頻りに之が爲めに運動する者あるよし蓋し僧侶の人たる脫俗方外もとより大悟の道に超然たる可きのみか之をして政治等に干與せしむるは決して經世の宜きにあらず動もすれば紛亂を釀すの媒となるが故に政敎混合は經世の一大弊害として夙に世の忌む所たり我國にては幸にして古より政治の甚だしく宗敎を苦めたることもなく又宗敎の甚だしく政治を亂したることもなかりしかど西洋諸國に於ては宗派の異同より延て政治上の爭に及び爲めに血を流し肉を飛ばして堪ふ可らざるの慘劇を演じたることは實に枚擧に遑あらず史を讀む者の毎に冷汗戰慄する所なれば曩に我憲法を發布するに當ても深く此邊に留意したるものと見え其附屬法たる議員撰擧法に於て明に僧侶の撰擧及び被撰擧權を禁じ以て其政爭の害を豫防することをなせり至極尤もの次第にして左もある可き所なれども既に其參政の權利を禁止しつゝ兵役の義務に至りては却て服從を免かれずと云ふ一方に僧視しながら他の一方に俗視し、表門を閉ぢて之を擯け裏口より入れて之を役せんとするに異ならず前後顚末の極めて不揃なる上に宗敎の敎ゆる所は專ら柔和忍辱を旨とし彼の軍兵の慓悍殺伐なるとは似ても似付かぬ相違にして僧侶の身分より云へば惡僧たるを免かれず啻に佛門の本意に背くのみならず國家經綸の要を得たるものと云ふ可らず左れば今日僧侶に兵役を免除するの理由は復た多辯を要せず既に明白なる所にして此は政府にても其不都合なるを知らざるにあらず又全國多少の僧侶が兵役以外に在ればとて國民皆兵の主意を失ふにもあらざるは萬々了知のことなる可けれども唯みゝに掛念なるは尋常の俗人にして兵役を忌避するより假に名籍を桑門に托して以て免除を僥倖せんとする者ある可きの一事にして遂に止むを得ず僧俗一樣みの義務を强行するの場合となりしことならんのみ實に右の一點こそ僧侶の特典に於ける唯一の故障にして實際僞僧の掛念なきにあらざれども左ればとて此一點の故障の爲めに眞の僧侶を殺伐の境遇に陷れて國家經綸の要を誤るが如きは我輩の取らざる所なり此事に付き昨今運動中なる佛徒の意見にては其所屬管長が特に認可したる尋常中學若くは其以上に相當する宗敎學校の卒業證書を有するもの又は適齡前滿五ヶ年以上宗敎を修學し其所屬管長より僧侶たるに堪ふる者なりと屆け出でたる者等凡そ此邊の條件を立てゝ濫に流るゝを防ぐ可しとの趣向もあるよし自から是れ一種の制限にして敢て不可なるに非ず其監視を誤らざれば必ず有效なる可けれ共我輩は更に爰に新案を設け凡そ一旦僧侶となりて兵役を免れたる者は後に至りて還俗復籍又は他家を繼ぐと雖も決して再び撰擧被撰擧の權を回復する能はざることゝ定む可し如何となれば僧侶となりたるが爲めに終身兵役を免れたる者なれば其果報として又終身撰擧被撰擧の權を失ふは理數の當然なればなり猶ほ此外に一條を加へたきは凡そ僧侶たる者は病氣の場合の外必らず常に髮を剃り又必らず法衣を着するに非されば外出相叶はざることゝ定め背く者は還俗の證據として直ちに兵役に服せしむるか或は刑罰として何等かの罪科に處することなり曰く剃髮曰く法衣稍々奇妙の感なきに非されども兵役忌避の爲め名を僧徒に藉らんとする者は果して如何なる人物なりやと想像し來れば剃髮法衣の制限實に有力のものたるを知る可し徴兵適齡滿二十年より向ふ七年間剃髮法衣を以てして猶も免役を望む者あらば是れ寧ろ宗敎の篤志者と看做す可きのみ決して官學校に猶豫せられ外國留學に滿期を俟つの比にあらざる可し或は剃髮法衣の如き宗門に於てこそ定む可けれ國家の公力を以て强制するは人の私權を犯すものなりとの俗論もあらん歟なれども例へば風紀の取締上、男子が女裝す可からざるが如く行政の必要上僧俗の區別を明かにするは敢て不可なるにあらず故に我輩は特に此二項を設け而して參政の權利を禁ずるが如く又兵役の義務を免じ僧侶をして安んじて其分を守らしめんことを望むものなり

十五日間の停會

衆議院にては昨日上奏案を議せんとするの途端、政府より十五日間の停會を命ぜられたり停會の處置は畢竟反省を求むるの趣意に出でたることならんなれども議會の決心は既に明白にして自から背水の陣云々と明言する程の次第なれば或は長老の中には穩なる意見を懷くものなきに非ざるも多數の勢、如何ともする能はず毫も反省の情なくして十五日の後に至りても議場の風光は依然昨日と同様の觀を呈することならんか而して一方に於ては政府も今は騎虎の勢にして一歩も讓る可きに非ざれば騎虎の勢と背水の陣と相對して如何なる有樣を現出す可きやと云ふに再び停會を見るか然らざれば遂に解散の場合に至ることならん今日と爲りては議に止むを得ざるの處分なれども其結果を考ふれば甚だ不味の感なきを得ず我輩は此事に關して更に意見を陳述する所ある可し

官報

●正誤　一昨日の本欄第三段第二十二行中明治三四年とあるは廿二年又同行と次行に跨り「當時」とあるは「其後」の誤りなれば玆に是正す

○遞信省告示第十八號

來二月一日ヨリ左ノ郵便電信局郵便局ニ於テ小包郵便ヲ取扱ハシム

明治二十六年一月二十三日　遞信大臣伯爵黑田淸隆

國名	局名	國名	局名	國名	局名	國名	局名
武藏	品川	武藏	神奈川	武藏	横濱	相模	横須賀
相模	藤澤	相模	大磯	相模	小田原	駿河	沼津
駿河	靜岡	駿河	藤枝	遠江	掛川	遠江	見付
遠江	濱松	三河	豐橋	三河	岡崎	尾張	熱田
尾張	名古屋	尾張	一宮	美濃	岐阜	美濃	大垣
近江	長濱	越前	敦賀	近江	彥根	近江	八幡
近江	大津	伊勢	四日市	伊勢	津	伊賀	上野
山城	伏見	山城	京都	攝津	高槻	攝津	大坂
和泉	堺	大和	奈良	紀伊	和歌山	攝津	西ノ宮
攝津	神戶	播磨	明石	播磨	姫路	播磨	龍野
備前	岡山	備中	倉敷	備中	笠岡	備後	福山
備後	尾ノ道	備中	玉嶋	安藝	吳	安藝	廣嶋
周防	三田尻	周防	山口	長門	赤間關	豐前	門司
豐前	小倉	筑前	若松	筑前	直方	筑前	福岡
筑後	久留米	筑後	大牟田	肥後	高瀨	肥後	熊本
肥前	長崎	肥前	佐賀				

雜報

○行政裁判所の權限論　現行の行政裁判法は列記主義に基きて規定したるものなるが故に違法の行政處分を受けながら被害の臣民は之を訴ふるに處なくして空しく枉屈に泣くもの少なからずとて貴族院議員松岡康毅氏は今回同法の改正案を提出して其權限の擴張を企てたりそも同裁判所の權限に對し現行法は「行政裁判所ハ法律勅令ニ依リ行政裁判所ニ出訴ヲ許シタル事件ヲ審判ス」と規定して出訴の許可なき事件は何程違法の處分にても同裁判所之を受付けざる譯なれども松岡氏の改正案（行政裁判所ハ行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスル訴訟ヲ裁判ス）に依れば最早行政官の違法處分に對し起訴の道なきを歎息するもの之なきに至らん要するに現行法は起訴の事件を制限し改正案は全く之を撤去せんとするものにして斯の無制限の規定を稱して概括主義と云ひ制限の方針を執るものを列記主義と稱して泰西の學者間にも行政裁判所の權限は此の兩主義中何れを採用して然るべきものなりや議論未だ一定せざる位の問題なれば法理一偏に依りて俄に判斷を下し得べきものにあらざるのみならず其國、制度の沿革をも大に鑑みざるべからざるなり何となれば我邦に於ては市町村制、郡制、府縣制等の諸制度先づ列記法の精神に依て規定されたるを以て行政裁判法は唯此の既定の精神に基きて夫等諸法の後に發布されたるものなれば畢竟既定の方針を明瞭にし確實にしたるものと云ふべし左れば今日直に概括主義を採用せんとすれば現行の法律命令を改正するの外、行政官の執務上に適法内の自由すら望み得べからずして行政の威權次第に勢靡せんのみ故に先づ我法律勅令は總て列記主義の行政裁判法を眼中に置きて制定したるものなる事を念頭に存して考案したらんには此の主義を變更する其一事は甚だ易きに似て其實、國家の制度上に一大激變を生ずるの處爲たるを知るに足らん且つ苟も司法行政兩裁判所に於て受理せざるが如き事件の之ある以上は是れ即ち
緣わりとて喋々するもの
訴願及び請願の路、明に
を憂へん云々と頻に改正
此の改正の主眼は衆議院
の裁判所構成法改正案中
て元田氏は現行法（通常
判するものとす）に追加
他總ての事件を裁判し得
同院の委員會に於て可決
而して元田氏は司法裁判
政裁判の權限を擴張して
現在の弊を救はんとする
法の弊を改めて臣民の權
と云はざるべからず、兩
生したる今日に在ては徒
擊する事をなさず徐に
ばあるべからず而して政
は其說の議會より起ると
大に進んで贊同し又決行

○在鹿兒嶋の樺山又
鄕友會加治木部總集會
も臨席し同日の親睦會
述べ鹿兒嶋人の一致協同
り彼の十年戰爭後變遷の
を擲ちて教育に心を用ひ
會の破壞したるのみ等を
したれば奮ふて其計畫に
のために同會の手を伸ば
種の政黨も漸く異正の方
たれば同會の目的を達す
時間餘の演説を爲し翌十
獵をなし傍ら地方の形勢
定にて各地を巡廻し居

○郡長更迭運動　香
て縣民の感情を損したる
田郡長に轉任せしに就て
更迭の運動を始めたる次
が池袋氏は此運動に頓着
りたるに就き益々激昂の
催し更迭問題は獨り兩郡
川縣全體の問題と爲し今
六箇町村長及助役をして
し既に那珂外八郡の有志
力すべしと言ひ居るよし
を上京せしめ内務大臣に
と云ふ

○軍馬の炭疽病　大
馬は本月五日頃より一頭
パチリユス　アントウ
以て忽ち數時間を出で
染したるに付同團の獸醫
馬傳染病豫防規則に依り
寺へ移し斃馬は燒棄し
結果として去る十九日
馬匹は僅々七頭にして